

三次市教育委員会議案第 6 1 号

三次市さくぎ郷土芸能伝承館設置及び管理条例施行規則案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市さくぎ郷土芸能伝承館設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三次市さくぎ郷土芸能伝承館設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 3 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第 2 条 条例第 3 条の規定によりさくぎ郷土芸能伝承館（以下「伝承館」という。）の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める利用申請書を提出し、許可を受けなければならない。

（遵守事項）

第 3 条 前条の規定により利用の許可を受けた者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用中の施設の管理については、責任を負うこと。
- (2) 利用中に施設を損壊した場合は、指定管理者へ報告し、指定管理者の指示を受けること。
- (3) 利用後は必ず清掃すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか，指定管理者の指示に従うこと。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに，廃止前の三次市さくぎ郷土芸能伝承館管理運営規程（平成16年三次市告示第5号）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。